

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) まちづくり・都市計画に関する考え方

「第5次甲府市総合計画」（平成18年6月策定）においては、5つの基本目標を設定しているが、その中の都市基盤の整備に関しては、「魅力と活気のあるだれもが住みたい楽しいまち」を目標に、地方中核都市にふさわしい都市拠点の形成により、だれもが訪れ、住みたくなるまちづくりを推進する、としている。

これを受け、「甲府市都市計画マスタープラン」（平成20年3月策定）においては、まちづくりの基本方針を「成長と拡大を基調としたまちづくり」から「効率的で持続可能なまちづくり」へと転換し、中心市街地ゾーンにおいては、土地の高度利用を図る再開発事業や民間開発事業の促進を通じて、行政、文化、教育、商業、業務、娯楽、情報、居住など、広域、高次の都市機能が複合的に集約された都市拠点の形成を進め、また、バスや電車などの公共交通機関の利便性を確保し、車への依存度を少なくし、高齢化社会にも対応できる、歩いて暮らせる便利なまちづくりを進める、としている。

(2) 準工業地域大規模集客施設の立地制限

本市では、大規模集客施設の郊外への立地を規制するため、準工業地域において、「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」の指定を行い、大規模集客施設（床面積1万㎡超の店舗、飲食店、映画館、アミューズメント施設、展示場等）の立地を不可とする。

(3) 大規模小売店舗立地法の特別措置による商業集積

郊外における大規模集客施設の立地を規制のみでは、中心市街地への商業集積の促進を図るには不十分であることから、中心市街地において大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化できる第一種大規模小売店舗立地法特別区域の設定について、新計画においても継続する。